

一般財団法人神戸住環境整備公社契約規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 一般財団法人神戸住環境整備公社(以下「公社」という。)において締結する売買、貸借、請負その他の契約については、法令その他別に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(運用の基準)

第2条 この規程の運用に当たっては、信義誠実の原則に従うとともに、契約事務が公正的確に処理され、かつ、事業費が効率的に執行されるよう努めなければならない。

第2章 契約

(契約の原則)

第3条 売買、賃貸、請負、その他の契約については、競争入札の方法により締結する。ただし、第13条に定める場合は簡易競争入札の方法によることができる。また、第15条各号のいずれかに該当する場合は特定の者と契約を締結することができる。

第1節 一般競争入札

(一般競争入札の参加者の資格)

第4条 一般競争入札には、特別の理由がある場合を除くほか、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者を参加させることができない。

2 一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないものとする。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- (6) この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(資格の認定)

第5条 一般競争入札に参加しようとする者は、神戸市において、神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号)第3条の2第1項の規定による資格の認定を受けなければならない。ただし、物件を売却するとき、その他特別な理由があるときは、この限りでない。

(一般競争入札の公表)

第5条の2 一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札期日前10日までに、次に掲げる事項を公表する。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格
- (3) 入札に必要な書類を示す場所
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 入札の無効に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

第6条 削除

(入札書に記載する金額)

第7条 入札書の金額は、総計金額を記載させなければならない。ただし、単価をもって記載すべきことを示したものは、この限りでない。

(入札保証金の納付)

第7条の2 入札に参加しようとする者に納付させる入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上（予定価格を公表して行う入札にあっては、予定価格又は入札金額の100分の5以上）の額とする。ただし、単価による入札の場合にあっては、その都度理事長が定める額とする。

2 再度の入札をする場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付をもって再度の入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

(入札保証金の免除)

第7条の3 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付を免除することができる。

- (1) 入札に参加しようとする者が保険会社との間に公社を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。
- (2) 第4条の資格を有する者が入札する場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(入札保証金の納付に代わる担保の提供)

第7条の4 (削除)

(入札執行の延期又は取消し)

第8条 理事長において必要があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取り消すことができる。

(予定価格の決定)

第9条 予定価格は、その契約について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易等を考慮して適正に定めなければならない。

(最低制限価格の決定)

第10条 神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第11条の例により、あらかじめ最低制限価格を設ける場合は、予定価格の3分の2を下らない範囲内でその都度定めるものとする。

(無効の入札)

第11条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。
- (2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- (3) 入札書に記名がないとき。
- (4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提供したとき。
- (5) 入札保証金を要する場合において、これを納付せず、又はその金額に不足があるとき。

- (6) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- (7) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (8) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (9) 会社から指定された入札書以外の入札書又は方法により入札したとき。
- (10) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

(落札の通知)

第12条 落札を決定したときは、口頭又は書面をもってその旨を落札者に通知し、直ちに、契約書その他契約の締結に必要な書類を交付しなければならない。

(入札保証金の返還)

第12条の2 入札保証金は、落札者を決定したとき又は入札の執行を取り消したときに、これを返還する。ただし、落札者の入札保証金は、第17条の手続を履行した後に返還するものとする。

2 落札者の入札保証金は、契約保証金に充当させることができる。

第2節 指名競争入札

(指名競争入札の参加者の資格)

第12条の3 第4条及び第5条の規定は、指名競争入札の参加者の資格について準用する。

(指名及び通知)

第12条の4 指名競争入札に付するときは、前条において準用する第5条に規定する資格を有する者のうちから、予定価格が500万円未満の場合は、3者以上、予定価格が500万円以上の場合は、5者以上を別に定める契約事務審査会要綱に基づき選定するものとする。ただし、特殊技術等により、これによりがたい場合はこの限りではない。

2 前項の規定により指名したときは、第5条の2各号に掲げる事項のうち必要な事項を指名した相手方に入札期日前7日までに通知するものとする。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第12条の5 第7条から第12条の2までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。

第3節 簡易競争入札による契約

(簡易競争入札による契約)

第13条 契約の予定価格が職務権限規程別表2の課長等共通欄に定める額（契約にかかる額が定められている場合はその額）を超えない場合においては、前2節の規定にかかわらず、簡易競争入札の方法による契約を締結することができる。

(簡易競争入札の手続き)

第14条 簡易競争入札を行おうとするときは、第9条の規定に準じてあらかじめ予定価格を定めるものとし、見積書の提出期限を定め、設計書または仕様書等必要な事項を示した文書を交付するものとする。

2 簡易競争入札に指名する者は、予定価格が50万円以下の場合は2者以上、50万円を超える場合は3者以上とする。

3 落札者を決定したときは、口頭又は書面をもってその旨を落札者に通知し、直ちに、契約書その他契約の締結に必要な書類を交付しなければならない。

第4節 特定の者で行う契約

(特定の者で行う契約)

第15条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、前3節の規定にかかわらず、特定の者と契約を締結することができる。

- (1) 契約の性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- (2) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- (3) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- (4) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- (5) 競争入札において再度の入札に付し落札者がいないとき。
- (6) 落札者が契約を締結しないとき。
- (7) 障害者支援施設等で製作された物品を買い入れる契約、障害者支援施設等、シルバー人材センターが行う事業に係る役務の提供を受ける契約をする場合において、当該契約を履行可能な者が1者しかないとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、公社の事業運営上特に必要があると理事長が認めるとき。

第5節 入札事務の委託

(神戸市への入札事務の委託)

第16条 次の各号に掲げる公共性の強い契約事務のうち、競争入札の方法により契約の相手方及び契約金額を決定するものについては、神戸市に入札事務を委託することができる。

- (1) 予定価格が1,000万円以上の工事に関する請負契約
- (2) 予定価格又は予算金額が1,000万円以上の売買、貸借、製造請負及びその他請負に関する契約

第6節 契約の締結

(契約締結の手続)

第17条 落札者は、落札決定の日から10日（公社の休日を除く。）以内に記名押印のある契約書（契約内容を記録した電磁的記録（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名の措置を講じたものに限る。）を含む。）その他の必要な書類を提出し、かつ、契約保証金を納付しなければならない。ただし、理事長においてやむを得ない事情があると認めるときは、この期限を延長することができる。

(契約書の記載事項)

第18条 前条の契約書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約の金額
- (3) 契約金の支払又は納付の方法
- (4) 履行期限又は期間
- (5) 契約保証金に関する事項
- (6) その他必要な事項

(契約書又は請書の省略)

第19条 次の各号に掲げる場合においては、発注書により発注を行い、請書を提出させることができる。

- (1) 契約金額が100万円未満の契約をするとき。
- (2) 契約締結後30日以内に履行し得る契約をするとき。
- (3) 有価証券を売買するとき。

- (4) 国又は地方公共団体その他公共団体と契約をするとき。
 - (5) その他契約書を省略しても支障がないと認めるとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、契約金額が30万円未満のものについては、請書を省略させることができる。ただし、以下のいずれかに該当する場合にあっては、請書を提出させなければならない。
- (1) 契約日が属する年度及びそれより過去5ヵ年の間に指名停止措置を受けた者と契約するとき。
 - (2) 印刷物を作成するとき。（ただし、著作権の取扱いが明確である場合はこの限りでない。）
 - (3) 納期等で確実な履行を求める必要があるとき。

(契約保証金の納付)

第20条 契約の相手方に納付させる契約保証金の額は、契約金額の100分の3以上の額とする。

- 2 前項の契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができることとし、その担保の価値は当該各号に掲げる担保に応じ当該各号に定める額とする。
- (1) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証 その保証する額
 - (2) その他銀行又は理事長が確実と認める金融機関の保証 その保証する額
- 3 理事長は、前項の保証を契約保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面を提出させ、その提出を受けたときは、遅滞なく、当該保証をした保証事業会社又は銀行若しくは確実と認める金融機関との間に保証契約を締結しなければならない。
- ただし、前項第1号の規定による場合は、契約の相手方は、当該保証を証する書面の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該保証事業会社が定め、理事長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、契約の相手方は、当該保証を証する書面を提出したものとみなす。
- 4 前項の保証契約を締結する場合においては、前条の規定により、契約書を省略し、請書を省略させることができる。

(証券による納付)

第21条 （削除）

(契約保証金の免除)

第22条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができる。

- (1) 契約金額が1,000万円未満の契約をするとき。
- (2) 契約締結後30日以内に履行し得る契約をするとき。
- (3) 物件の売却において、落札者が代金を即納してその物件を引き取る時。
- (4) 契約の相手方が、保険会社との間に公社を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。ただし、契約の相手方は、当該証書の提出に代えて、電磁的方法であって、当該保険会社が定め、理事長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、契約の相手方は、当該証書を提出したものとみなす。
- (5) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (6) 落札者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

第3章 契約の履行

第1節 通 則

(権利譲渡等の禁止)

第23条 契約の相手方は、契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。ただし、あらかじめ理事長の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 契約の相手方は、契約の全部又は大部分を他人に履行させてはならない。

(損害の負担)

第24条 契約の目的物についてその引渡前に生じた損害は、すべて契約の相手方の負担とする。ただし、その損害の発生が天災その他不可抗力による場合及び公社の責めに帰すべき事由による場合は、その損害の全部又は一部を公社の負担とすることができる。

(目的物の引渡し)

第25条 契約の目的物は、完成検査又は納入検査の合格後、引渡しを受けなければならない。

(目的物の使用)

第26条 検査合格前であっても、特に必要があると認めるときは、契約の相手方の同意を得て、契約の目的物の全部又は一部を使用することができる。

(延滞違約金)

第27条 工事、製造その他の請負契約、物品売買契約及び物品賃貸借契約において、契約の相手方が、その責めに帰すべき事由によって履行期限内に契約を履行しないときは、契約金額につき、遅延日数に応じ、当該契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を延滞違約金として徴収する。

2 前項の場合において、検査その他公社の都合によって経過した日数は、遅延日数に算入しない。

3 延滞違約金は、契約金又は契約保証金から控除し、徴収することができる。

(公社の都合による契約の変更等)

第28条 理事長は、必要があると認めるときは、契約内容の変更、履行の中止又は契約の解除をすることができる。この場合においては、口頭又は文書をもって契約の相手方に通知しなければならない。

2 前項の場合において、契約金額を増減する必要があるときは、契約の相手方と協議のうえ、契約金額を増減する。

第29条 請負契約において、契約内容を変更する場合は、当初の契約金額の10分の2を超える増減はできない。ただし、特に理事長が理由があると認めるときは、この限りでない。

(履行期限の延長等)

第30条 契約の相手方は、天災その他その責めに帰することができない事由により、期限内に履行が完了する見込みがない場合は、履行期限の延長を求めることができる。

2 契約締結後において、経済情勢の著しい変化その他の予期することのできない異常な事態の発生により契約金額が著しく不相当となったときは、その実情に応じて契約の相手方と協議のうえ、契約金額又は契約内容を変更することができる。

(変更契約書又は請書の提出)

第31条 契約内容を変更しようとする場合は、速やかに変更契約書又は請書を提出させなければならない。ただし、特に支障がないと認めるときは、これを省略させることができる。

(契約保証金の増減)

第32条 契約金額が著しく増減したため、既納の契約保証金に過不足を生じたときは、これを追徴し、又は返還することができる。

(契約の解除)

第33条 理事長は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除することができる。

- (1) 契約期限内に契約を履行しないとき又はその見込みがないとき。
- (2) 公社係員の指示監督に従わず職務の執行を妨げたとき。
- (3) 契約上の義務を履行しないとき。
- (4) 契約の相手方として必要な資格が欠けたとき。

第34条 契約の相手方は、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、契約を解除することができる。

- (1) 公社の都合による契約変更のため、契約金額が当初の3分の2以上減少することとなるとき。
- (2) 契約履行の中止日数が、当初契約期間の3分の1以上となるとき。

(契約金の支払)

第35条 契約金は、その目的物が検査に合格し、かつ、引渡しを受けた後に支払うものとする。ただし、登記又は登録を要する物件については、その手続を完了した後に支払うものとする。

- 2 物品の購入については、納入検査の結果、その内容にわずかの不備な点があっても、使用上支障がないと認めるときは、これを採用のうえ、減額して支払うものとする。
- 3 前2項の規定による支払は、引渡し（第1項ただし書の場合にあっては、手続の完了）の後契約の相手方から請求のあった日から、工事の請負契約にあっては40日、その他の契約にあっては30日以内にしなければならない。

(前金払)

第36条 理事長は、代価の一部を前払いする必要があると認める場合においては、前金払いをすることができる。

- 2 前金払の対象となる工事の対象及び率等については、神戸市の公共工事の前払金に関する規則（昭和28年6月規則第52号）の例による。

(部分払)

第37条 工事又は製造の請負契約のうち、契約金額が100万円以上かつ履行期間が3月以上のものにあつては、相手方の請求を待って、出来高検査（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う既済部分の確認をするための検査をいう。以下同じ。）に合格した部分について部分払をすることができる。

- 2 前項の部分払の額は、出来高検査に合格した部分に対する代価の10分の9を超えることができない。ただし、債務負担行為に基づく工事又は製造の請負契約であつて国又は県からの補助金（各年度ごとに交付の申請をするものに限る。）の交付の対象となるものにあつては、この限りでない。
- 3 前条の規定により前金払をした場合にあつては、前項又は第4項の代価に前払金の額の契約金額に対する割合を乗じて得た額を第1項又は第4項の部分払の額から控除する。
- 4 工事、製造若しくはその他の請負契約又は物品の売買若しくは賃貸借の契約をした場合において、給付の完了前に代価の一部を支払う必要があるときは、その既済部分又は既納部分の履行が完了したときに当該部分について部分払をすることができる。

(契約を解除した場合の精算)

第38条 契約を解除した場合は、履行部分及び検査合格済材料で理事長が承認したものについて、これに相当する金額を支払う。

- 2 第33条の規定により契約を解除した場合において、第22条の規定により契約保証金を免除したものにあっては、契約保証金相当額を、違約金として、前項の金額から控除するものとする。

(契約保証金の返還)

第39条 契約保証金は、工事目的物が検査に合格し、かつ引渡しを受けたのちに返還するものとする。

(かし担保の特約)

第40条 契約を締結する場合において必要があると認めるときは、目的物の引渡後のかしについて、理事長の指定する期間内に、取替え、補修その他の措置を講じさせる旨の、かし担保の特約をしなければならない。

(売却物件の引渡し)

第41条 売却物件は、買受人が代金（契約により充当された契約保証金を含む。次項において同じ。）を納付した後でなければ、これを引き渡してはならない。ただし、物品を売却する場合において、契約で特に定めたときは、この限りでない。

- 2 売却物件の所有権は、買受人が代金を完納したときに移転するものとする。
- 3 買受人が指定期間内に売却物件を引き取らないときは、その保管の責めを負わないものとする。
- 4 契約保証金は、契約により代金を充当されたときを除き、売却物件の引渡完了後、これを返還するものとする。

第2節 工事の請負

(工事内訳明細書の改定)

第42条 請負人から提出された工事内訳明細書の内容が不相当と認めるときは、その修正については、協議して定めるものとする。

(請負人の工事施行上の義務)

第43条 請負人又はその代理人は、現場に常駐して工事全体を管理しなければならない。

- 2 理事長は、請負人が選任した代理人、主任技術者、監理技術者又は専門技術者を不相当と認めるときは、その交代を求めることができる。

(工事材料の使用)

第44条 請負人は、工事材料について使用前に監督員の検査を受け、これに合格したものでなければ使用してはならない。

(支給材料及び貸与品)

第45条 請負人は、支給材料又は貸与品を受領したときは、その保管の責めを負い、支給材料については、受払簿を設けて用途を明確にし、工事完成後、その受払計算書を理事長に提出しなければならない。

- 2 請負人は、不用となった支給材料又は使用済みの貸与品があるときは、これを返還しなければならない。
- 3 請負人は、支給材料及び貸与品受領後、その責めに帰すべき事由によりこれを滅失し、又は損傷したときは、相当品又は相当金額をもって賠償しなければならない。この場合において、請負人がこれを賠償しないときは、理事長が相当と認める金額を契約金又は契約保証金から控除するものとする。

(準用規定)

第46条 この節の規定は、製造その他の請負契約の場合に準用する。

第4章 監督及び検査

第1節 監督

(監督員の任命)

第47条 主管課長は、工事、製造その他の請負契約締結後、速やかに、所属職員のうちから監督員を命じなければならない。ただし、製造その他の請負契約で特に必要がないと認めるときは、この限

りでない。

(監督の依頼)

第48条 主管課長は、所属職員により監督を行うことが困難であり、又は適当でないと認めるときは、他の課長に監督を依頼することができる。

(監督の委託)

第49条 理事長は、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により職員によって監督を行うことが困難であり、又は適当でないと認められるときは、職員以外の者に監督を委託することができる。

(監督員の職務)

第50条 監督員は、契約の適正な履行を確保するため、仕様書、設計書及び図面その他関係書類に基づいて、請負人又は代理人に対して必要な監督又は指示を行わなければならない。

(監督員の立会い)

第51条 請負人又はその代理人は、あらかじめ理事長が必要と認めるものについて、次の各号のいずれかに該当する場合は、必ず監督員の立会いを受けなければならない。

- (1) 使用材料について、調合、試験又は見本検査をするとき。
- (2) 水中又は地下その他完成後外部から検査しがたい工作物の作業をするとき。
- (3) その他理事長が指示した作業をするとき。

第2節 工事、製造その他の請負の検査

(検査の種類)

第52条 工事、製造その他の請負の検査（以下本節において「検査」という。）の種類は、出来高検査、完成検査及び担保検査並びに随時検査とする。

(検査員の指定)

第53条 検査員は、工事の請負契約に係る検査にあつては神戸住環境整備公社工事検査規程により指定するものとする。

- 2 請負契約のうち工事に係るもの以外のものに係る検査は所属職員とする。

(検査の委託)

第54条 理事長は、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により職員によって検査を行うことが困難であり、又は適当でないと認められるときは、職員以外の者に検査を委託することができる。

(検査員の職務)

第55条 検査員は、契約の履行を確認するため、契約書、仕様書、設計書、内訳明細書及び図面その他の関係書類に基づいて、公正かつ的確に検査をしなければならない。

- 2 検査を行うときは、監督員、立会人及び請負人の立会いを求めなければならない。この場合において、請負人が立ち会わないときは、不在のまま検査をすることができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、検査のうち工事及び工事に関する調査等（工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計をいう。以下同じ。）の請負契約に係るものを行うときは、立会人の立会いを求めることを要しない。
- 4 検査員は、検査に当たり必要があると認めるときは、目的物の一部を取り除かせることができる。この場合においては、請負人は、自己の負担において原形に復するものとする。

第56条 検査員は、検査の結果合格と認めたときは、速やかに、検査合格報告書を主管課長に送付しなければならない。

- 2 検査員は、検査の結果合格と認めないときは、手直し又は補強その他必要な措置を指示しなけれ

ばならない。この場合においては、理事長が特に承認した場合のほか、完成期限は、延長しないものとする。

(立会人)

第57条 主管課長は、所属職員を立会人として検査に立ち合わせるものとする。

2 立会人は、検査に立ち会い、その公正な執行の確保に努めなければならない。

3 前2項の規定は、検査のうち工事及び工事に関する調査等の請負契約に係るものについては、適用しない。

第3節 物品購入及び物品賃借の検査

(検査の種類)

第58条 物品購入及び物品賃借の検査（以下本節において「検査」という。）の種類は、納入検査及び担保検査並びに随時検査とする。

(物品検査員)

第59条 主管課長は、購入物品及び賃借物品の検査を行うときは、速やかに、所属職員のうちから物品検査員を命じなければならない。

(物品検査員の職務)

第60条 物品検査員は、契約の履行を確認するため、契約書、仕様書、明細書、図面、見本その他の関係書類等に基づいて、公正かつ適確に検査をしなければならない。

2 物品検査員は、検査を行うときは、契約の相手方及び立会人の立会いを求めなければならない。この場合において、契約の相手方が立ち会わないときは、不在のまま検査をすることができる。

3 物品検査員は、検査に当たり必要があると認めるときは、相手方の負担において試験、据付け、試用、開削等を行うことができる。

4 物品検査員は、種類及び規格が同じである多量の物品について、その全部の検査をすることが困難である場合には、抽出して品質等の検査をすることができる。

第61条 物品検査員は、検査の結果合格と認めるときは、速やかに、検査調書を主管課長に送付しなければならない。

2 物品検査員は、検査の結果合格と認めないときは、取替え、追納等による完全な履行を求めなければならない。この場合においては、理事長が特に承認した場合のほか、納入期限は、延長しないものとする。

(仮受領)

第62条 契約の相手方から物品が納入された場合において、物品検査員が直ちに検査できないときは、主管課長は、当該物品を仮に受領したうえ保管し、その旨を物品検査員に通知しなければならない。

(準用規定)

第63条 第57条の規定は、物品購入及び物品賃借の場合に準用する。

第5章 補 則

(施行の細目)

第64条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(規程等の廃止)

- 2 神戸市都市整備公社契約規程、神戸市住宅供給公社会計規程第8章契約、神戸市土地開発公社契約規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和4年2月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和4年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年2月1日から施行する。

附 則

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の神戸住環境整備公社契約規程第20条第3項及び第22条第4号の規定は、施行日以後に公表その他の契約の申込みの誘引が開始される契約について適用（保証の契約内容を変更しようとする場合は、当初の契約において当該保証を証する書面が電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提出されたものに限る。）し、同日前に公表その他の契約の申込みの誘引が開始されている契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の神戸住環境整備公社契約規程第7条の4、第11条第1項(2)(3)(11)、第17条、第19条第1項、第20条第2項(1)第3項、第21条、第27条第1項、第31条、第55条第3項及び第57条第3項の規定は、施行日以後に公表その他の契約の申込みの誘引（一連の調達契約にあたっては、その最初の契約の申込みの誘引。以下同じ。）が開始される契約について適用し、施行日前に公表その他の契約の申込みの誘引が開始されている契約については、なお従前の例による